

観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会運営要綱

(令和6年7月22日文化観光スポーツ部長決定)

(趣旨)

第1条 県は、平成31年3月20日に観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会が文化観光スポーツ部長に報告した「観光目的税制度の導入施行に関する意見等の提示について」や新型コロナウイルス感染症の拡大を経験したことによる社会情勢の変化等を踏まえ、沖縄県に導入すべき観光目的税（宿泊税）の制度詳細を再度検討するため、この要綱の定めるところにより、学識経験を有する者等の意見を聴取するための会合を運営する。

(名称等)

第2条 前条の学識経験を有する者等の意見を聴取するための会合は、観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）という。

2 検討委員会は、沖縄県附属機関等の設置及び運営に関する基本方針（平成17年6月13日付け沖縄県総務部長決定）に定める会合として文化観光スポーツ部長が運営する。

(意見等聴取事項)

第3条 文化観光スポーツ部長は、検討委員会の構成員となる者から、次に掲げる事項に関する意見、要望等を聴取する。

- (1) 観光目的税の制度に関すること。
- (2) 観光目的税の導入及び施行に係る諸問題に関すること。
- (3) 観光目的税の施行に当たっての留意事項に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、観光目的税の導入施行に関し文化観光スポーツ部長が必要と認める事項

(構成員)

第4条 検討委員会の構成員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから文化観光スポーツ部長が決定する。

- (1) 観光行政に関し優れた見識を有する者
- (2) 租税法に精通する者
- (3) 観光関連団体の関係者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、文化観光スポーツ部長が必要と認める者

(会議)

第5条 検討委員会の議事進行は、文化観光スポーツ部長が行う。この場合において、文化観光スポーツ部長は、検討委員会の議事進行を沖縄観光の振興に関する事務を総括する観光政策統括監に代行させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、文化観光スポーツ部長は、委員全員の意見に基づき委員のうちから議事進行に当たる者を選任し、選任された者（以下「委員長」という。）に検討委員会の議事進行を依頼することができる。

3 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないほか、前項の規定により、委員長が選任されている場合にあっては、委員長が出席しなければ会議を開催することができない。

4 検討委員会は、県に対する意見として委員の総意をとりまとめる必要があるときは、出席している委員の過半数の意見をもって県に対する意見として決することができる。
(会議の開催等)

第6条 検討委員会の開催は、文化観光スポーツ部長が通知する。

2 文化観光スポーツ部長は、検討委員会を開催するときは、次に掲げる事項を委員にあらかじめ通知するものとする。

- (1) 検討委員会の日時及び場所
- (2) 県が意見等を求める事項
- (3) 県が意見等を求める事項に参考となる事項
(委員の責務)

第7条 委員は、観光目的税制度の趣旨を踏まえ、第3条に掲げる事項について、公平かつ公正な観点からの意見等を述べることに努めなければならない。

2 委員は、観光目的税の導入施行に関し意見等を提示するに当たっては、地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に基づく命令、沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号)及び同条例に基づく規則その他租税に関する法律及び命令の規定に基づく税制度のあり方について考慮して、租税原則(公平の原則、中立の原則及び簡素の原則並びに租税に関する基本的な原理原則をいう。)に留意して、客観的な意見等を述べなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、検討委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。委員がその任を退いた後も同様とする。ただし、沖縄県が公表した情報については、この限りではない。

(関係者の出席等)

第9条 検討委員会の委員(委員長が選任されている場合にあっては、委員長)は、検討委員会として県に対する意見を取りまとめるに当たり必要と認めるときは、関係者の意見又は説明を求めるため、当該関係者を参考人として検討委員会に出席させることを文化観光スポーツ部長に対し依頼することができる。

2 文化観光スポーツ部長は、前項の規定による依頼があった場合は、その要否を検討し、必要と認めるときは、当該関係者に検討委員会に出席し、意見又は説明をするよう依頼するものとする。

(分科会の設置)

第10条 検討委員会は、必要に応じ分科会を置くことができる。

(検討内容等の公表)

第11条 文化観光スポーツ部長は、検討委員会の会議の一部又は全部を非公開とすることができる。ただし、委員の全員が公開することを求める場合にあっては、この限りでない。

2 文化観光スポーツ部長は、検討委員会における会議の概要について後日に公表するものとする。

(庶務)

第12条 検討委員会の運営に当たり必要となる庶務は、文化観光スポーツ部観光政策課

において処理する。

- 2 文化観光スポーツ部観光政策課長は、前項の規定により庶務を処理する場合で必要と認めるときには、検討委員会の議事に関係する事務を所管する部課職員の協力を求めることができるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、文化観光スポーツ部長が定める。

附 則 (令和6年7月22日制定)

この要綱は、令和6年7月22日から施行する。